

伊豆の国市立図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防方針

令和2年5月22日策定

令和2年6月26日更新

令和2年9月1日更新

伊豆の国市教育部生涯学習課図書館

本予防方針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020（令和2）年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、図書館における新型コロナウイルス感染予防対策として実施する際に参考となる基本的事項を公益社団法人日本図書館協会が整理したものを本市の拡大予防方針として示すものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされている。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人の距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする」とされている。

以上のことに鑑み、本市図書館の利用を再開する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

なお、地域を取り巻く感染状況変化に応じ、国、及び静岡県に対処方針やガイドラインが更新となった場合については、速やかに本拡大予防方針を必要に応じて適宜更新する。

1 対象とする期間

令和2年7月7日（火）から当面の間とする。

2 対象とする施設

伊豆の国市立中央図書館、伊豆の国市立葎山図書館

3 基本的な対応

図書館における新型コロナウイルス感染予防対策として、本市図書館では「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人の距離を適切に

とることなどをはじめとした基本的な感染対策の徹底を図ることとする。

4 具体的な対策

(1) 来館者の安全確保

①来館者に健康状態の確認と検温を行うことを促し、下記の状態である場合は、入館を制限する。

- ・37.5 度以上の発熱、息苦しさ、強いだるさがある場合、軽度であっても咳、喉の痛みがある場合
- ・過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問したことがある場合
- ・上記の状態がある場合には、来館そのものを控えるよう、あらかじめ図書館ホームページ、図書館入口に掲示し、周知する。

②咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

- ・館内入口、カウンターなどにアルコール消毒剤等を設置する。
- ・マスク未着用者は入館を制限する。

③感染した者が図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。

④来館者の把握は資料の貸出し、返却作業に基づく利用者カード情報をもってする。

(2) 従事者の安全確保

①従事者に対して定期的な検温や健康状態の確認を促し、下記の状態が認識された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促し、診断結果の把握に努める。

- ・37.5 度以上の発熱があった場合、平熱比+1 度超過した場合、息苦しさ、強いだるさがある場合、軽度であっても咳・喉頭痛などの症状がある場合

②咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

③出勤体制は、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする。

④従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。

(3) 資料利用及び図書館サービス

①図書資料の貸出しにあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など可能な限りの接触感染予防を行う。

②入館者の密集、密接を避けるため、閲覧室のおおよそ半数の座席を当面の間、使用不可とする。

(4) 読書講演会、読み聞かせ

①図書館内でのお話会や講演会は、当面の間、行わない。

②幼稚園、学童保育及び小学校等への張読み聞かせは、当面の間、行わない。

③長時間の滞在を防止するため、視聴覚ブースを当面の間、使用不可とする。また、閲覧用パソコンの利用は 30 分以内に制限する。

(5) 施設管理

①館内

- ・清掃、消毒、換気の実施を徹底する。
- ・入館時等にロビーに内に行列が生じる場合、フロアーマーカーを設置し、最低1 mの間隔を空けて整列を促し、人が密集しないよう距離をとる。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、清掃等の作業後は、手洗い等を励行する。

②サービスカウンター

- ・貸出し手続き等を行う場合、透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・カウンターでの順番待ちでは、フロアーマーカーを設置し、最低1 mの間隔を空けて整列を促し、人が密集しないように距離をとる。
- ・サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。また、開館前と閉館後は必ず実施する。
- ・返却された図書資料は、その都度、清拭消毒を行う。
- ・図書資料返却のみの場合は、館内に設置した専用返却箱へ返却することとする。

③ロビー、閲覧室、書架

- ・常時換気を行う。

④蔵書検索用機器、閲覧用パソコン

- ・高頻度接触部位となる蔵書検索システム（OPAC）画面は利用者ごとに消毒を実施する。

⑤トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドア取っ手、洗面台の水栓など）は清拭消毒を行う。

⑥広報・周知

- ・来館者及び従事者に対して、以下のことを周知する。
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底

5 臨時休館の判断基準

(1) 市内で感染者が発生した場合

(2) 「3密」を避けるなどの適正な予防対策を講じることができない場合

(3) 適切な予防措置を講じても、施設の運営に混乱が生じる恐れがある場合

※最終的な判断は、伊豆の国市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が決定する。